

8月6日の政策説明会後まで

非 公 開

令和6年6月4日
部長会議資料

1

長野市日原財産区廃止に伴う 本市への財産の譲渡について

総務部 公有財産活用グループ 管財課

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

本市の財産区の概要

組 織	名 称	地 区	設立年月日	土地面積 (㎡)	R 6 予算 (千円)
議会制 (自治法 第295条)	東条財産区	松代	昭和26年4月3日	211,290	813
	西条財産区		昭和31年9月6日	1,171,391 建物 447	3,400
	大岡中牧財産区	大岡	昭和32年2月1日	2,953,615	5,993
	信州新町中牧財産区	信州新町	昭和32年1月29日		2,915
管理会制 (自治法 第296条の2 第1項)	松代財産区	松代	昭和41年10月16日	3,411,494	1,680
	豊栄財産区		昭和30年4月1日	225,771	230
	西寺尾本郷財産区		昭和30年4月1日	20,132	565
	今井財産区	川中島	昭和41年10月16日	730,586	645
	信級財産区	信州新町	昭和30年3月31日	568,154	565
	日原財産区		昭和30年3月31日	531,707	517
10財産区			合 計	9,824,140	17,323

※ 大岡中牧財産区と信州新町中牧財産区所有の山林は持分で按分している。

日原財産区の概要

	内 容	
名 称	長野市日原財産区（自治法第1条の3第3項により特別地方公共団体）	
設置状況	昭和30年3月31日 日原村が上水内郡信州新町編入の際、法に基づき財産区として存置	
	平成22年1月1日 信州新町が長野市に合併、それ以降は長野市の財産区として存置	
財産区管理会の組織	日原財産区管理会（自治法第296条の2第1項） 管理者 長野市長	
	管理委員 5人、任期 4年（自治法第296条の2第2・3項）	
議決機関	市 議 会	委員の選任 市議会の同意を得て市長が選任
		予算・決算 市議会で決定・市議会で認定
監 査	市監査委員	
財産区の構成 (R6.5.1現在)	区 域	日原東、日原西
	区 内 人 口	371人（区域内の(左右組を除く)住民全てが構成員）
	区内世帯数	231世帯



これまでの経過

年 月	事 項	財産区	市
平成28年 3月	解散の検討を開始	○	
令和元年 7月	解散に向けた計画で進め、目標を令和5年6月29日の現委員任期までとすることを決議	○	
令和3年 3月	地区住民にチラシで日原財産区解散の周知・意見集約 → 意見の申し出なし	○	
令和6年 3月	令和6年度をもって解散の方針を決定	○	
4月23日	財産区管理会から管理者（市長）へ、財産の全部を長野市へ譲渡することについて同意書提出 （自治法第296条の3第1項：財産区管理会の同意）	○	
5月16日	管理者（市長）から長野市長へ、財産等の譲与申出書の提出・受理	○	○

財産区の現況及び財産の取扱い

【財産区の現況】

- 財産区の収入源であるべき財産収入がなく、前年度繰越金と基金の取崩しで運営しているが、近いうちに基金が枯渇する。
- 高齢化と人口減少により、管理委員のなり手がいない。

【解散するための財産の取扱い】

- 財産区が解散するためには、全ての財産を処分する必要がある。
財産区を包含している市町村がその財産を無償で引き受けるのであれば、財産区は財産を所有しなくなるため法人格を失う。よって、解散することができる。



財産区は全ての財産を市へ譲与、令和6年12月27日をもって解散

【譲与財産の取扱い】

- 土地の所管課 …………… 管財課
- 立木に関する事 …………… 森林いのしか対策課
- 地元調整に関する事 …… 信州新町支所

本市に譲与される財産

7

令和6年度予算の残余金及び全ての公有財産と基金が本市に譲与される。

◇令和6年度予算

歳入歳出予算	517,000円
--------	----------

◇公有財産

令和6年4月1日現在

土地（地目）	面 積	筆 数	土地（地目）	面 積	筆 数
山 林	475,652m ²	31	雑種地	224m ²	3
原 野	33,759m ²	5	畑	228m ²	1
保安林	21,844m ²	2	合 計	531,707m ²	42
立 木			12,897m ³		

◇基金

令和6年3月末現在

現 金	800,000円
-----	----------

※ 所有地は東京ドーム約11個分だが、狭隘な土地が点在し、急傾斜地が多い。

今後のスケジュール（案）

令和6年度	項 目	財産区	市
6月4日	部長会議		○
8月6日	政策説明会		○
9月 市議会	市議会に関係議案の提出・議決 ・財産区の財産の市への譲渡 （自治法第96条第1項第6号：適正な対価なくして財産を譲渡） ・関係条例の改廃 （財産区管理会条例、財産区基金条例、財産区管理会委員の報酬 及び費用弁償に関する条例、財産区特別会計設置条例 等） 施行日：令和6年12月27日（基金条例施行日：公布の日）		○
12月27日	財産譲与契約締結、財産の引渡・受領	○	○
令和7年 1月	財産区特別会計決算の調製、監査		○
3月 市議会	市議会に財産区特別会計決算認定議案の提出・認定		○
3月	土地の所有権移転登記		○

※ 令和6年12月27日を日原財産区存続最終日とし、翌28日から廃止とする。